

我孫子市消防団組織改正基本計画



令和6年12月

我孫子市

<災害活動>



消
防
団
活
動

<水防演習>



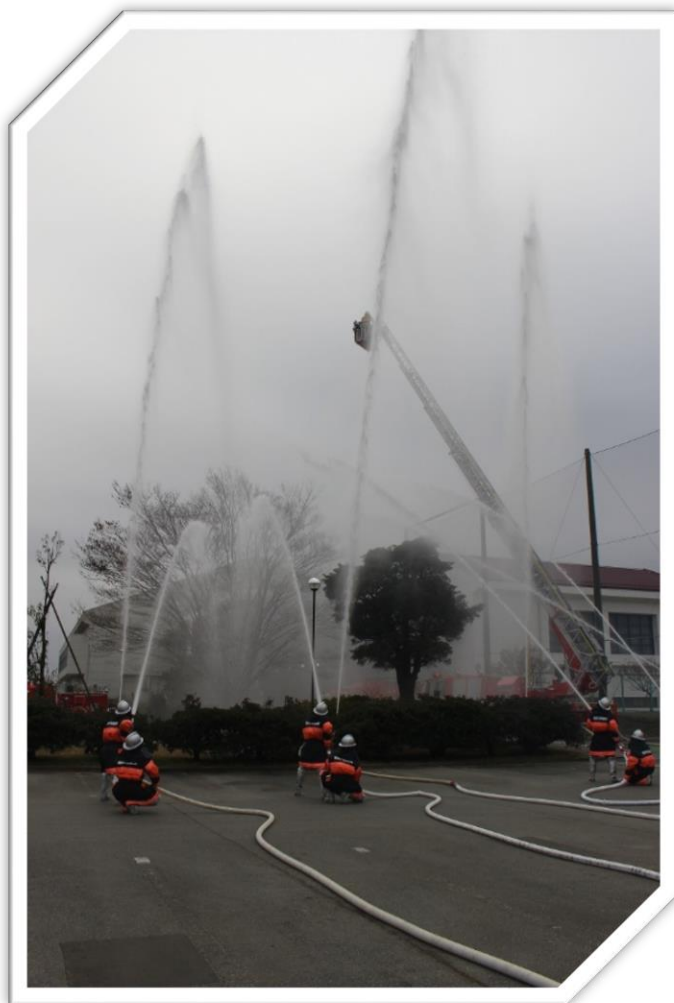
<救急講習>



<規律訓練>



<消防出初式>



目 次

第1章	計画の策定	1
1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
第2章	消防団の現状と課題	3
1	消防団の現状	3
(1)	消防団の業務内容	3
(2)	消防団組織の沿革	3
(3)	消防団組織と配備状況	4
(4)	近隣市における消防団組織の現状	10
2	消防団の課題	11
(1)	社会環境の変化と消防団員数の推移	11
(2)	我孫子市内人口の推移	14
(3)	消防団員の確保と処遇改善	15
(4)	消防団施設・装備の充実強化	15
3	我孫子市消防団調査検討委員会の設置	16
(1)	設置の経緯について	16
(2)	我孫子市消防団調査検討委員会の開催状況について	16
4	我孫子市消防団組織改正基本計画（案）調整会議の開催	17
(1)	開催の経緯について	17
(2)	我孫子市消防団組織改正基本計画（案）調整会議の開催状況	17

1 消防団組織改正に係る基本方針	18
2 消防団組織改正に係る主要事項	19
(1) 消防団組織の改正	19
(2) 分団の再編・配置・名称	20
(3) 女性分団の新設	21
(4) 消防団本部役員の配置	21
(5) 消防団本部付け団員制度の継続	21
(6) 方面制度の再編強化	21
(7) 消防団員定数の改正	23
(8) 消防団車両の配備	23
(9) 消防団器具置場の配置	23

第1章 計画の策定

1 計画の趣旨

近年、複雑多様化する災害や大規模地震及び、地球環境の変化による自然災害等は、広範囲に被害を及ぼすと共に、今後増加する可能性が危惧される中、多くの人員動員力と地域に精通した即時対応力を兼ね備えた地域防災の要である消防団への期待は、益々高まっています。

しかし、社会環境の大きな変遷等により、全国的に見ても消防団員数の確保が難しく、今後も消防団員数は減少していくと予想されています。

我孫子市消防団においても、歴史ある消防団の草創期から築き上げられてきた「我が街は我々で守る」の精神のもと、住民に最も身近で地域に根差した消防防災機関の要として消防団員一丸となって活動していますが、消防団員の確保については、様々な募集活動や処遇改善等を実施しているものの、消防団員定数を満たしていない状況が現在まで続いています。

現役団員の高齢化や在団年数の延伸に加え、活動頻度の増加により消防団員への負担は大きくなり、近々の課題であるとともに、将来を見据えた消防団組織運営にも影響を及ぼすことが懸念されることから、未来を見据えた消防団組織の改正が必要であるため、具体的な将来の消防団体制の在り方について調査検討する専門的な委員会として「我孫子市消防団調査検討委員会」を令和3年に設置しました。

同委員会の委員となった消防団員及び消防職員を中心に、様々な角度から我孫子市消防団の将来像について検討を重ね、本計画の基礎となる「我孫子市消防団組織改正基本計画（案）」を策定しました。

策定された基本計画（案）を基に、「我孫子市消防団組織改正基本計画（案）調整会議」及び「消防団本部役員・分団長会議」を経て、本市消防団の受け継がれてきた長い歴史と伝統を継承しつつ、複雑多様化する災害等にも、より柔軟で且つ強靱な消防力を確保するとともに、将来を見据えた適正な規模で活力ある消防団体制を確保できるよう消防団組織を改正するため「我孫子市消防団組織改正基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

「我孫子市第四次総合計画」の基本構想と前期基本計画の基本施策である「消防力の強化」において、我孫子市消防団の将来あるべき姿を明確にし、その実現に向けた消防団体制を構築するために、専門委員会である「我孫子市消防団調査検討委員会」及び「我孫子市消防団組織改正基本計画（案）調整会議」の結果を踏まえ、策定した組織改正計画です。

また、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の目的や基本理念についても反映するものです。

3 計画の期間

本計画は、消防団組織に必要な分団の適正配置や人員、装備や施設等も含めて適正な規模で活力ある消防団体制を構築するために必要な消防団組織改正までの期間とします。ただし、本計画に定める人員、装備や施設等の配置及び廃止時期については、社会環境の変化等を見極めながら各更新時期に合わせ実施するものとします。

<図1>

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	備 考
基本計画	計画策定	計画策定				
実施計画		調整	策定	策定	策定	
条例		調整	改正			
組織改正			調整	再編実施		
人員			配置調整	配置調整	配置調整	
装備			配置調整	配置調整	廃止調整	
施設			配置調整	配置調整	廃止調整	

第2章 消防団の現状と課題

1 消防団の現状

(1) 消防団の業務内容

- ア 火災の鎮圧に関する業務
- イ 火災の予防及び警戒に関する業務
- ウ 救助に関する業務
- エ 地震、風水害等災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務
- オ 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民保護のための措置に関する業務
- カ 地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する防災指導、協力、支援及び啓発に関する業務
- キ 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務

(2) 消防団組織の沿革

我孫子市における消防団は、我孫子町・湖北村・布佐町が合併し我孫子町となった昭和30年4月に新機構・新組織のもと本部役員を含め908人で誕生し、昭和45年7月に市政施行に伴い「我孫子市消防団」として発足しました。

消防団誕生当初は、旧町村ごとに支団制を敷き、3支団22個分団908人の消防団体制により始まりましたが、昭和44年1月に消防委員会の答申を受け、昭和44年第1回定例議会に議案を提出し議決されたことにより、昭和44年4月1日より1消防団本部6方面隊22個分団消防団員定数279人の体制へと移行し、その後は昭和59年の日立精機株式会社所属である第22分団退団などの様々な消防団機構改革を経て、現在の1消防団本部6方面隊21個分団消防団員定数266人という消防団組織体制となっています。

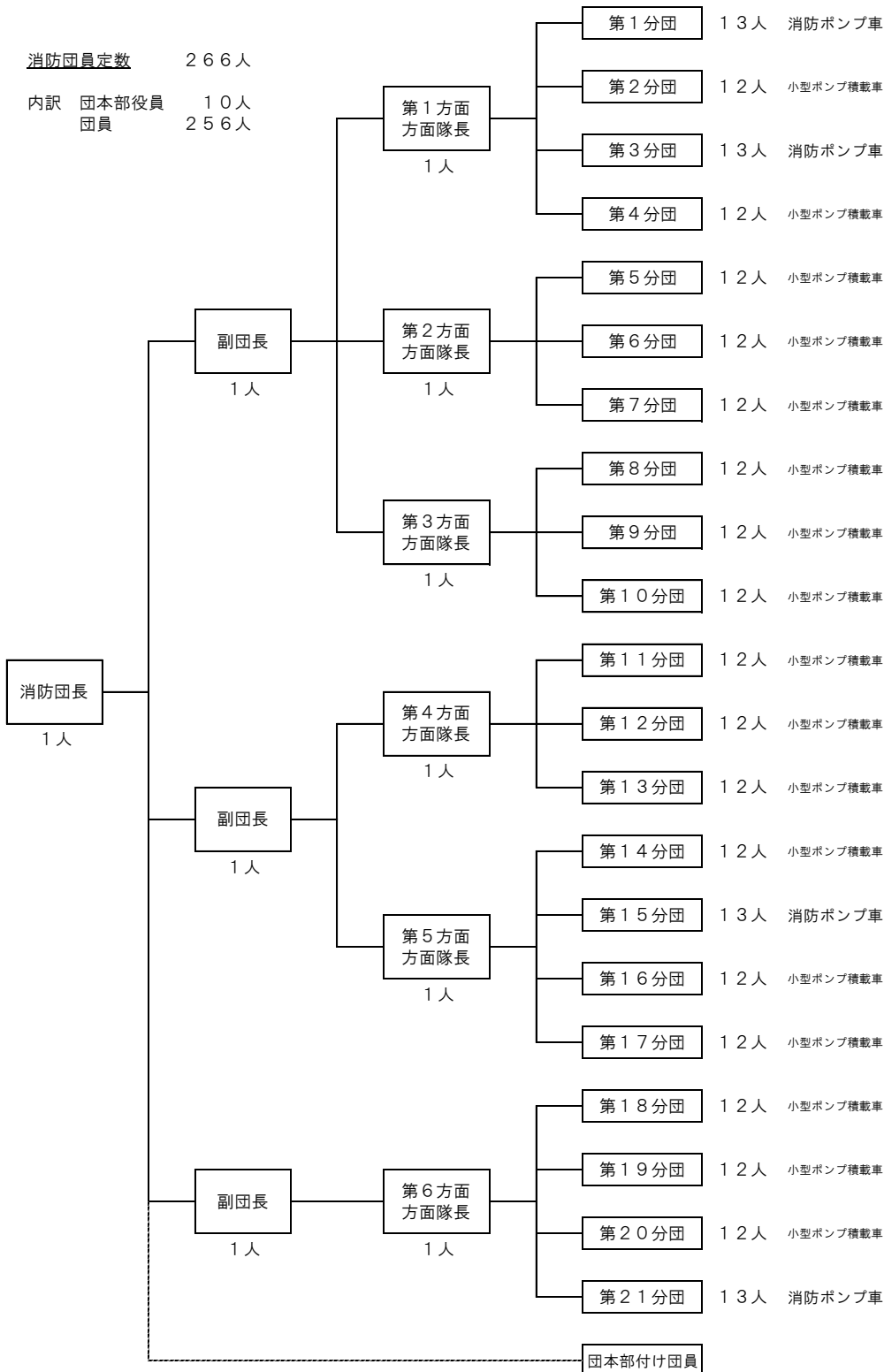
図2 消防団員定数と改正歴

改正歴	消防団員定数（人）	備考
昭和41年	339	4月
昭和44年	279	4月
昭和59年	266	7月
令和6年（現在）	266	

(3) 消防団組織と配備状況

現在の我孫子市消防団は、1消防団本部6方面隊21個分団消防団員定数266人で構成され、消防団組織及び装備と施設等については、図3から図7のとおりとなっています。

図3 消防団組織図



我孫子市消防団組織改正基本計画

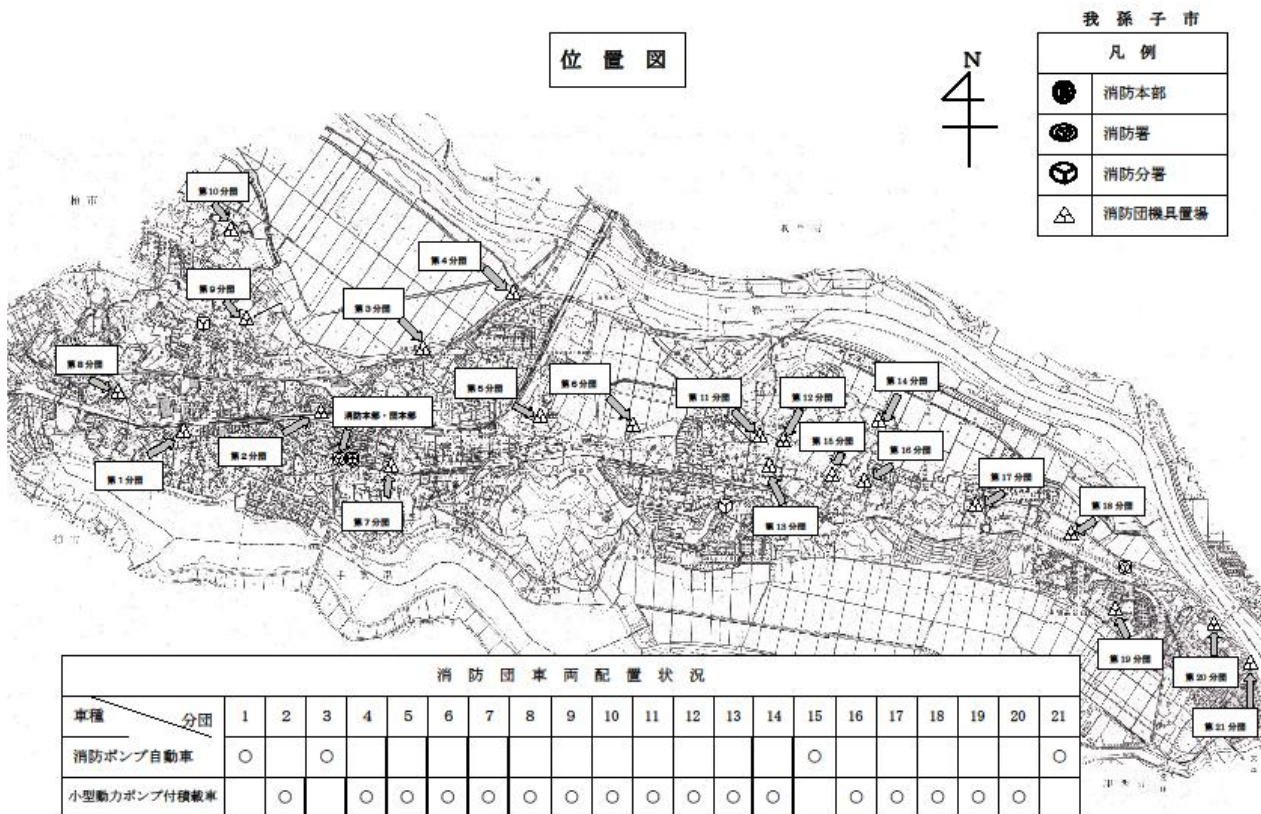
図4 管轄区域

方面及び分団名		管 轄 区 域
第1方面隊	第1分団	つくし野1丁目の一部、つくし野2丁目の一部、我孫子1丁目、我孫子4丁目、本町1丁目～3丁目、白山1丁目、白山2丁目、緑1丁目、我孫子新田の一部
	第2分団	並木5丁目～8丁目、栄、寿1丁目、寿2丁目、緑2丁目、若松、我孫子新田の一部、泉
	第3分団	柴崎の一部、我孫子の一部、並木9丁目、柴崎台1丁目～5丁目、北新田の一部
	第4分団	青山、南青山、青山台1丁目～4丁目、柴崎の一部、下ヶ戸の一部、日の出、北新田の一部、中峠の一部
第2方面隊	第5分団	下ヶ戸の一部、東我孫子1丁目、東我孫子2丁目の一部、岡発戸、岡発戸新田、都部の一部、柴崎の一部、天王台1丁目の一部、天王台2丁目の一部、天王台3丁目の一部、天王台6丁目的一部分
	第6分団	岡発戸の一部、都部の一部、都部新田の一部、都部村新田、中峠の一部、湖北台6丁目的一部分、湖北台7丁目的一部分、湖北台9丁目、湖北台10丁目、上沼田の一部、下ヶ戸の一部
	第7分団	天王台1丁目的一部分、天王台2丁目的一部分、天王台3丁目的一部分、天王台4丁目、天王台5丁目、天王台6丁目的一部分、柴崎の一部、我孫子の一部、我孫子新田の一部、高野山、高野山新田
第3方面隊	第8分団	つくし野3丁目的一部分、つくし野4丁目、布施の一部、我孫子2丁目、我孫子3丁目、台田1丁目～4丁目、船戸1丁目～3丁目、白山3丁目、根戸、根戸新田、呼塚新田
	第9分団	久寺家の一部、久寺家1丁目的一部分、久寺家2丁目的一部分、布施の一部、つくし野、つくし野1丁目的一部分、つくし野2丁目的一部分、つくし野3丁目的一部分、つくし野5丁目～7丁目、我孫子的一部分
	第10分団	久寺家的一部分、久寺家1丁目的一部分、久寺家2丁目的一部分、布施の一部、布施下、北新田的一部分、弁天下

我孫子市消防団組織改正基本計画

第 4 方 面 隊	第11分団	中峠の一部、中峠台、湖北台1丁目の一部、湖北台3丁目～5丁目、湖北台6丁目の一部、湖北台7丁目の一部、湖北台8丁目、都部新田の一部、中峠村下、中里の一部、中里新田の一部、上沼田の一部
	第12分団	中峠の一部
	第13分団	中里の一部、中里新田の一部、日秀新田の一部、湖北台1丁目の一部、湖北台2丁目、上沼田の一部、中沼田の一部
第 5 方 面 隊	第14分団	古戸の一部、中峠の一部
	第15分団	中里の一部、日秀の一部、日秀新田の一部、中沼田の一部
	第16分団	古戸の一部、新木の一部、日秀の一部、日秀新田の一部、新木村下の一部、中沼田の一部
第 6 方 面 隊	第17分団	新木の一部、新木村下の一部、新木野1丁目、中沼田の一部、下沼田の一部、南新木2丁目～4丁目
	第18分団	新木の一部、新木野2丁目～4丁目、江蔵地、布佐の一部
	第19分団	布佐平和台1丁目～7丁目、大作新田、浅間前新田、布佐下新田、三河屋新田、相島新田、新々田、下沼田の一部、布佐の一部、南新木1丁目
第 6 方 面 隊	第20分団	布佐の一部、布佐1丁目の一部
	第21分団	布佐の一部、布佐1丁目の一部、都、布佐西町

図5 分団の位置図



我孫子市消防団組織改正基本計画

図6 器具置場の現状

分団名称	設置場所	設置年月	階数	延床面積	備考
第1分団器具置場	白山2丁目2585-4	S63.12	2階	43.06	
第2分団器具置場	栄1453-2	S58.12	1階	23.19	
第3分団器具置場	柴崎955-1	S59.10	2階	43.06	
第4分団器具置場	青山字堤外裏地先	H9.3	2階	40.98	
第5分団器具置場	下ヶ戸284	S55.11	2階	42.12	
第6分団器具置場	岡発戸541-1	H5.11	2階	41.07	
第7分団器具置場	高野山555-1-1	S56.10	1階	25.92	
第8分団器具置場	台田2-13-17	S61.5	2階	43.06	
第9分団器具置場	つくし野39-7	R2.2	2階	68.68	
第10分団器具置場	布施2450	S57.10	2階	42.12	
第11分団器具置場	中峠1439	H31.3	2階	70.85	
第12分団器具置場	中峠1401-1	H3.3	2階	43.06	
第13分団器具置場	中里240	S55.2	2階	43.02	
第14分団器具置場	古戸579	S55.11	2階	42.12	
第15分団器具置場	中里80-1	S62.2	2階	43.06	
第16分団器具置場	新木3044	S58.8	2階	43.06	
第17分団器具置場	新木1984	S57.11	2階	42.12	
第18分団器具置場	布佐1049	S56.11	2階	42.12	
第19分団器具置場	布佐2101	S57.12	2階	39.74	
第20分団器具置場	布佐2482-1	H2.3	2階	40.83	
第21分団器具置場	都13-23	H27.3	2階	62.91	

我孫子市消防団組織改正基本計画

図7 車両の現状

分団名称	配置車両	配置年月	備考
第1分団	消防ポンプ自動車	H22.11	
第2分団	小型動力ポンプ積載車	H27.2	
第3分団	消防ポンプ自動車	H28.2	
第4分団	小型動力ポンプ積載車	H26.2	
第5分団	小型動力ポンプ積載車	H24.2	
第6分団	小型動力ポンプ積載車	H21.2	
第7分団	小型動力ポンプ積載車	H25.2	
第8分団	小型動力ポンプ積載車	H29.1	
第9分団	小型動力ポンプ積載車	H20.2	
第10分団	小型動力ポンプ積載車	H26.2	
第11分団	小型動力ポンプ積載車	H20.2	
第12分団	小型動力ポンプ積載車	H24.2	
第13分団	小型動力ポンプ積載車	H22.2	
第14分団	小型動力ポンプ積載車	H22.2	
第15分団	消防ポンプ自動車	H17.10	
第16分団	小型動力ポンプ積載車	H27.2	
第17分団	小型動力ポンプ積載車	H26.2	
第18分団	小型動力ポンプ積載車	H25.2	
第19分団	小型動力ポンプ積載車	H25.2	
第20分団	小型動力ポンプ積載車	H22.2	
第21分団	消防ポンプ自動車	H15.10	

(4) 近隣市における消防団組織の現状

東葛飾地域における令和5年4月1日現在の消防団員数等は、図8のとおりとなっています。

図8 東葛飾地域の現状

近隣市	面積 (km ²)	人口 (人)	消防団 定数 (人)	消防団 実数 (人)	消防団 充足率 (%)	人口と団 定数の割 合 (%)	消防団組織構 成	
							方面隊	分団 数
市川市	56.39	492,489	400	321 *18	80.3	0.08	4	23
船橋市	85.62	647,597	720	593 *22	82.4	0.11	4	20
松戸市	61.38	497,342	640	503 *35	78.6	0.12	10	36
野田市	103.55	153,600	720	551 *12	76.5	0.46	4	30
柏市	114.74	432,985	631	569 *12	90.2	0.14	5	43
流山市	35.32	209,935	300	267 *10	89.0	0.14	6	22
鎌ヶ谷市	21.08	109,390	177	140 *11	79.1	0.16	3	8
浦安市	16.98	170,406	230	84 *28	36.5	0.13	0	4
我孫子市	43.15	130,959	266	225 *10	84.6	0.20	6	21

※消防団員実数欄の*印は女性消防団員数

2 消防団の課題

(1) 社会環境の変化と消防団員数の推移

令和4年4月1日現在、全国の消防団数は約2,200団、消防団員数は約78万人となり、初めて80万人を下回りました。

平成元年には全国で約100万人いた消防団員数は年々減少している状況です。

我孫子市消防団においても同様に、少子高齢化や職業の多様化、地域コミュニティの希薄化など様々な要因により大きな変遷期を迎えています。

図9のとおり、昭和59年7月1日付で「我孫子市消防団員の定員、任命、給与、服装等に関する条例」が一部改正され、消防団員定数が現在の266人になりましたが、実員数については、昭和63年から令和6年4月1日現在まで常に欠員が生じており、その差は広がっています。

また、現役消防団員の高齢化、在団年数の延伸、活動頻度の増加といった課題にも直面していることから、将来の消防団組織運営にも影響を及ぼすことが懸念されます。

図9 消防団員数の推移

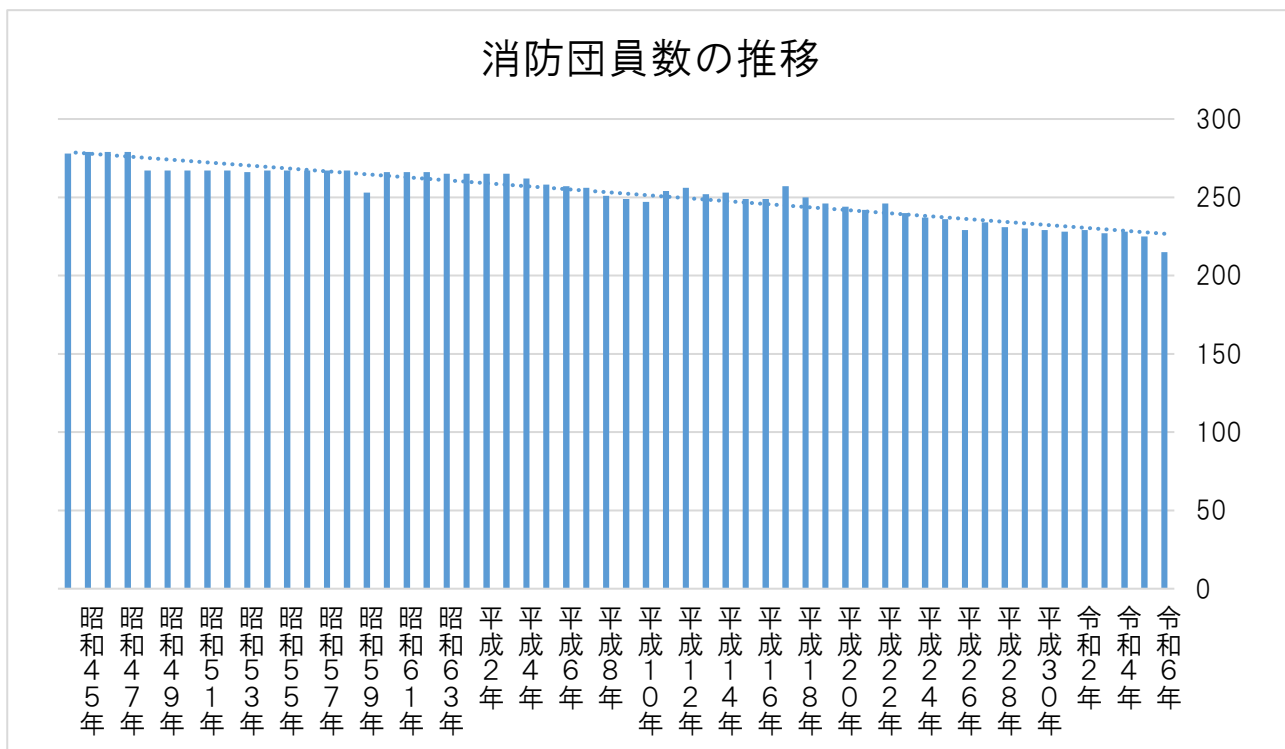
年度	消防団員定数(人)	消防団員実数(人)	不足数(人)	備考
昭和44年	279	278	△1	定数改正
昭和45年	279	279	0	
昭和46年	279	279	0	
昭和47年	279	279	0	
昭和48年	279	267	△12	機構改革
昭和49年	279	267	△12	
昭和50年	279	267	△12	
昭和51年	279	267	△12	
昭和52年	279	267	△12	
昭和53年	279	266	△13	
昭和54年	279	267	△12	
昭和55年	279	267	△12	
昭和56年	279	267	△12	
昭和57年	279	267	△12	
昭和58年	279	267	△12	
昭和59年	266	253	△13	定数改正
昭和60年	266	266	0	
昭和61年	266	266	0	
昭和62年	266	266	0	定数満
昭和63年	266	265	△1	
平成元年	266	265	△1	
平成2年	266	265	△1	

我孫子市消防団組織改正基本計画

平成 3年	266	265	△1	
平成 4年	266	262	△4	
平成 5年	266	258	△8	
平成 6年	266	257	△9	
平成 7年	266	256	△10	
平成 8年	266	251	△15	
平成 9年	266	249	△17	
平成10年	266	247	△19	
平成11年	266	254	△12	
平成12年	266	256	△10	
平成13年	266	252	△14	
平成14年	266	253	△13	
平成15年	266	249	△17	
平成16年	266	249	△17	
平成17年	266	257	△9	
平成18年	266	250	△16	
平成19年	266	246	△20	
平成20年	266	244	△22	
平成21年	266	242	△24	
平成22年	266	246	△20	
平成23年	266	240	△26	
平成24年	266	237	△29	
平成25年	266	236	△30	
平成26年	266	229	△37	
平成27年	266	234	△32	
平成28年	266	231	△35	
平成29年	266	230	△36	
平成30年	266	229	△37	
平成31年	266	228	△38	
令和 2年	266	229	△37	
令和 3年	266	227	△39	
令和 4年	266	228	△38	
令和 5年	266	225	△41	
令和 6年	266	215	△51	

※消防団員実数の基準日：4月1日

図10 消防団員数の推移グラフ



(2) 我孫子市内人口の推移

市制が施行された昭和45(1970)年当時、我孫子市の人口は約5万人でしたが、年々人口が増加し、平成21(2009)年には、約13.6万人となりました。

しかし、全国的に少子高齢化や都心回帰が始まり、我孫子市においても平成23(2011)年を境に人口減少に転じています。

我孫子市人口ビジョンの総人口の推計によると、令和27(2045)年の総人口は、11万360人となり、平成27(2015)年と比べ、約16～18%の減少となっており、令和47(2065)年には、更に人口減少が進むと予測され、9万人を割り込む見込みとなり、約32～34%減少すると予想されています。

また、年齢3区分別人口の推移では、平成27(2015)年の時点では生産年齢人口と高齢者人口の間に約4万人の差がありましたが、令和32(2050)年には、ほぼ同一となると予想されています。

図1-1 我孫子市人口ビジョンの総人口推移（令和2年10月改定版）

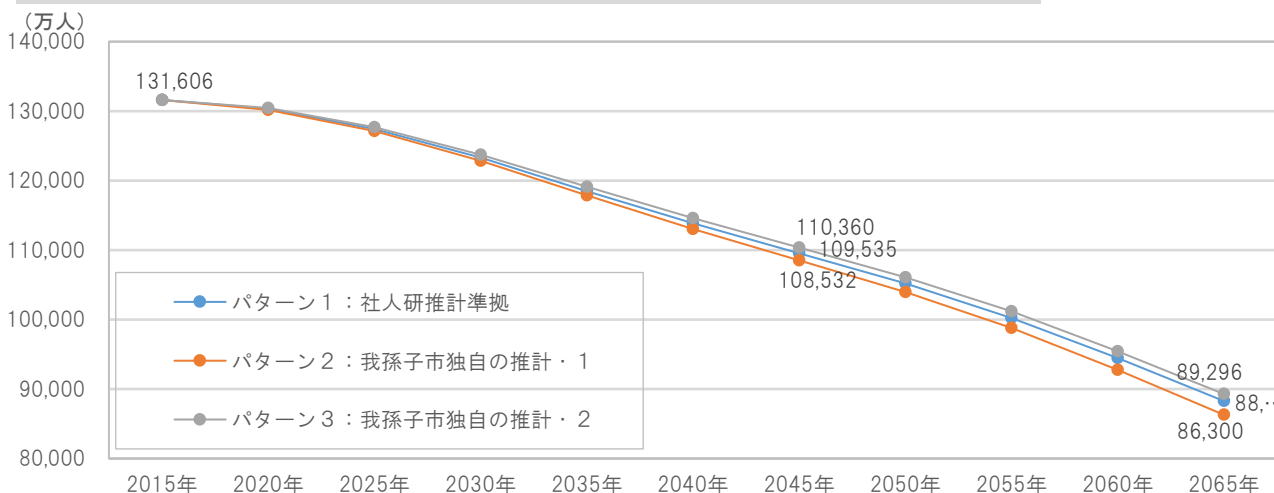
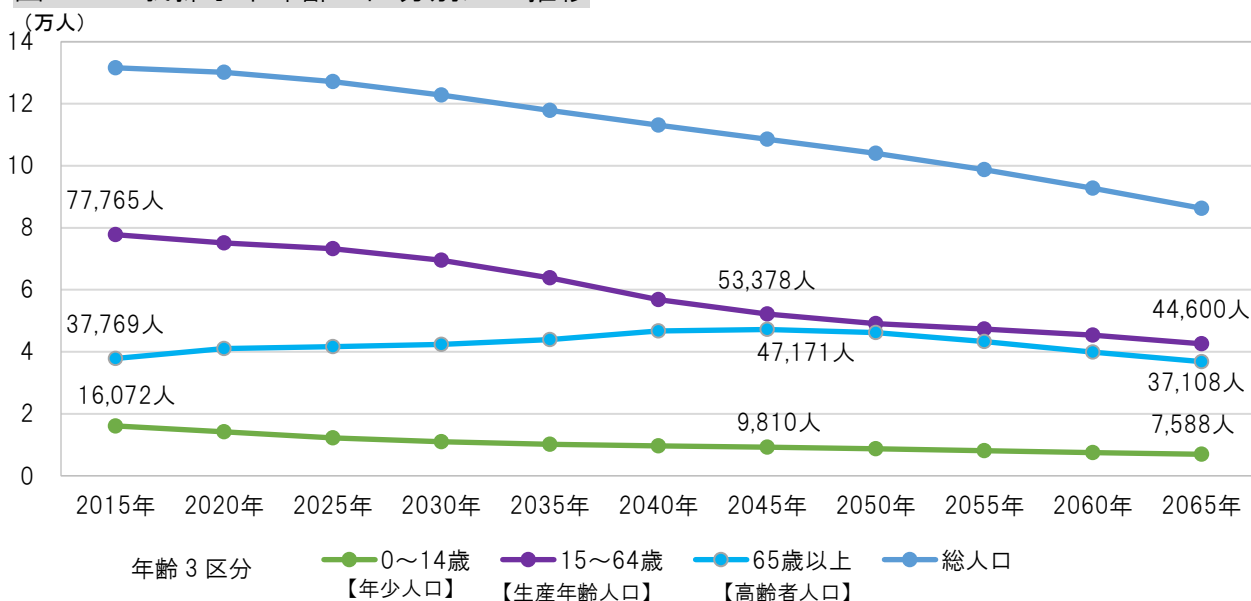


図1-2 我孫子市年齢3区分別人口推移



(3) 消防団員の確保と処遇改善

本市消防団員の確保を目的とし、各イベント時等に行う消防団員募集活動や消防団員募集自動販売機設置等の啓発活動、消防団応援の店や消防団協力事業所の制度導入等による消防団員の地位向上に努める活動を実施しています。

また、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、総務省消防庁から示された「非常勤消防団員の報酬の基準」を踏まえ、令和4年4月1日付で消防団員出動報酬の増額に加え、令和5年度からは消防団員等福祉共済への公費での加入など福利厚生の実施を図るなど様々な角度から、仕事を持ちながら日夜問わず地域防災の要として献身的に活動している消防団員への処遇改善を実施していますが、新規消防団員の大きな入団増加には繋がっていません。

このように、消防団員の増加が見込めない実情があることから、各分団等へ今後の各地域の消防団員確保状況に関するアンケート調査を行った結果においても、ほとんどの地域で消防団員数の増加は見込めていない状況となっています。

(4) 消防団施設・装備の充実強化

消防団が各種災害において安全・確実・迅速に活動するため、老朽化の進んでいる消防団器具置場の建替え整備及び消防団車両の更新整備等、ハード面における充実強化も重要となっています。限られた財政状況の中、庁内の関係課とも調整を図りながら、個別施設計画の見直しを行い計画的に実施していかなくてはなりません。

3 我孫子市消防団調査検討委員会の設置

(1) 設置の経緯について

本市消防団は10年以上にわたり、消防団員定数が確保されない状態が続いていることに対し、市議会においても消防団組織改正に関する質問がありました。

これを受け、懸念されている諸課題に対し、様々な対策を講じてはいるものの、少子高齢化、職業の多様化、地域コミュニティの希薄化等の社会環境の変化により、消防団員の増加が見込めない実情や、現役団員の高年齢化、在団年数の延伸、活動頻度の増加といった消防団環境の変化も踏まえ、今後の消防団組織運営に影響を及ぼすことが懸念されることから、消防団組織の見直しを図り、適正な規模で活力ある消防団の体制を将来的に確保していかなければならないと、令和2年度に開催された消防団本部役員会議において審議が行われました。

その会議において、今後の将来を見据えた消防団組織を検討するには、地域の実情や分団配置状況等を十分に調査し、地域住民の理解を得るため丁寧な説明が必要となることから、地域毎の実情に精通した消防団各方面からの意見を抽出し、調査検討する専門的な委員会を立ち上げる必要があるとの審議結果に達したため、令和2年12月に開催された第2回消防団本部役員・分団長会議に「我孫子市消防団調査検討委員会設置要領の制定（案）」が議案として提出され、全会一致で可決されました。

会議の議案可決により、令和3年1月1日付「我孫子市消防団調査検討委員会設置要領」を制定、令和3年4月1日付で我孫子市消防団本部役員から推薦のあった消防団員及び消防団事務を所管する消防本部警防課職員から成る12名の委員が任命を受け、我孫子市消防団調査検討委員会が設置されました。

(2) 我孫子市消防団調査検討委員会の開催状況について

我孫子市消防団調査検討委員会では同設置要領第3条に基づき、将来の消防団組織等について検討を重ね、令和4年度第2回消防団本部役員・分団長会議に本計画の基礎となる「我孫子市消防団組織改正基本計画（案）」を提出しました。

- ・ 第1回目の開催 : 令和3年5月25日（火）19:00～開催
- ・ 第2回目の開催 : 令和3年8月24日（火）19:00～開催
- ・ 第3回目の開催 : 令和3年11月30日（火）19:00～開催
- ・ 第4回目の開催 : 令和4年3月24日（木）19:00～開催
- ・ 第5回目の開催 : 令和4年5月24日（火）19:00～開催
- ・ 第6回目の開催 : 令和4年8月23日（火）19:00～開催
- ・ 第7回目の開催 : 令和4年11月22日（火）19:00～開催
- ・ 第8回目の開催 : 令和5年2月21日（火）19:00～開催
- ・ 第9回目の開催 : 令和6年2月6日（火）19:00～開催

※委員会の年の開催数：年4回（3ヶ月に1回程度）

4 我孫子市消防団組織改正基本計画（案）調整会議の開催

（1）開催の経緯について

我孫子市消防団調査検討委員会により提出された「我孫子市消防団組織改正基本計画（案）」について協議を重ね、令和6年度第2回我孫子市消防団本部役員会議において、我孫子市消防団調査検討委員会から報告があった「我孫子市消防団組織改正基本計画（案）」の詳細を、調整することを目的とした会議を開催することが全会一致で可決され、消防団本部役員及び我孫子市消防団調査検討委員会委員と、推薦のあった各分団1名の代表者からなる38名で構成された我孫子市消防団組織改正基本計画（案）調整会議を開催しました。

（2）我孫子市消防団組織改正基本計画（案）調整会議の開催状況

我孫子市消防団組織改正基本計画（案）の詳細を調整するため協議を行いました。

- ・第1回開催 : 令和6年6月16日（日）9:00～開催
- ・第2回開催 : 令和6年9月1日（日）9:15～開催

第3章 消防団組織の改正

1 消防団組織改正に係る基本方針

本計画は、将来の人口減少や少子高齢化、職業の多様化、地域コミュニティの希薄化等、社会環境の変化による大きな変遷期の中でも、住民に最も身近で地域に根差した地域防災の要として、我孫子市民の安全・安心を守るため活動している消防団の体制を将来にわたり維持していくため、次の方針に基づき消防団組織の改正を進めていくものとします。

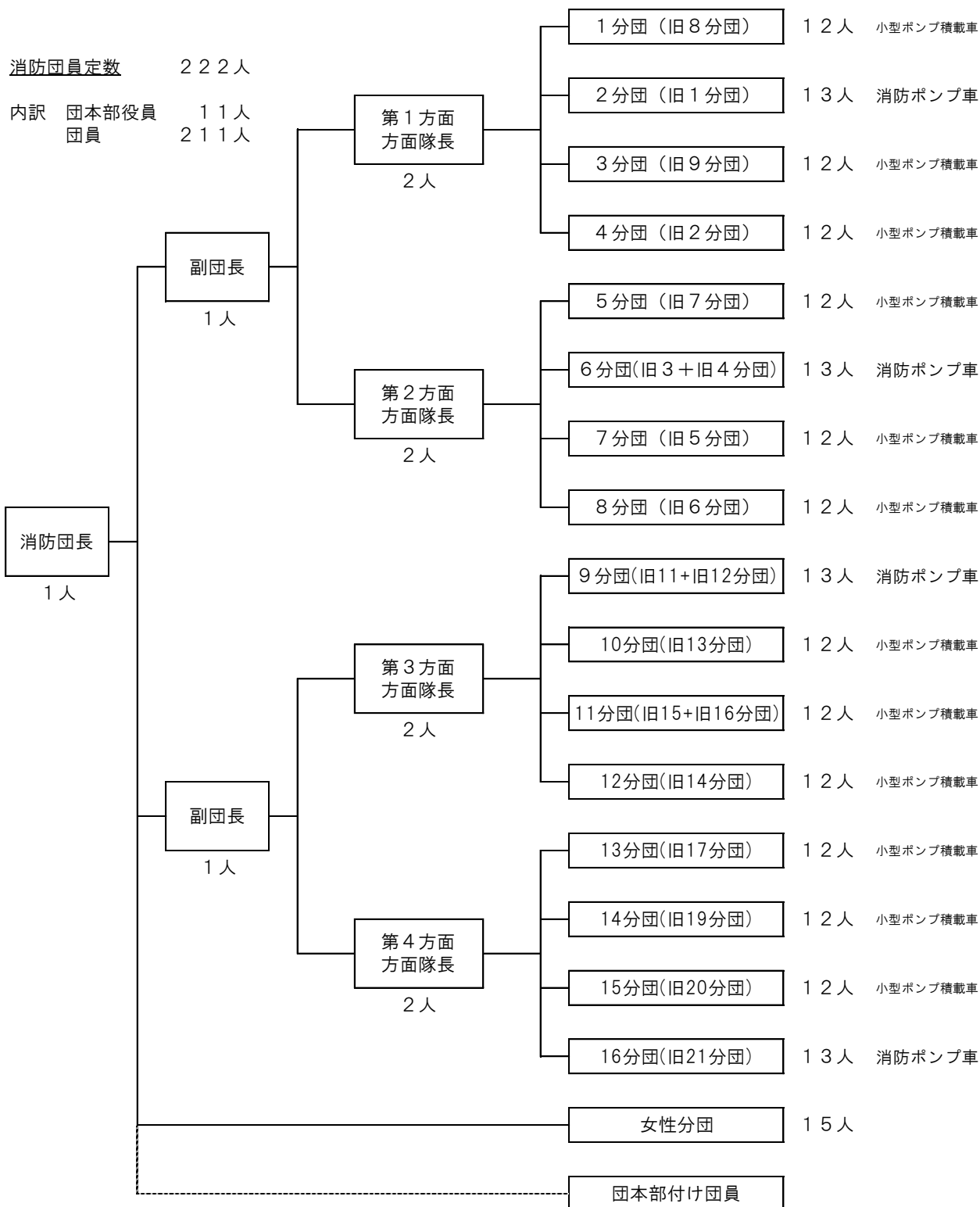
- (1) 将来的に、持続可能でかつ適正な規模を維持し、活力ある消防団体制を確保します。
- (2) 効率的な組織体制を構築するとともに、地域コミュニティを考慮し、地域の防災力を高める消防団体制を確保します。
- (3) 市内全体に焦点を当て、消防力に偏りのない均衡のとれた分団配置とします。
- (4) 自然災害や大規模災害に備え、分団間による協力体制や援助体制を強化し、より強靱な消防団体制を確保します。
- (5) 女性団員が活躍できる環境を整備し消防団体制を確保します。

2 消防団組織改正に係る主要事項

(1) 消防団組織の改正

我孫子市消防団は、組織体制を図13のとおり改正し、1消防団本部4方面隊16個分団及び1女性分団、消防団員定数222人で構成した消防団組織とします。

図13 消防団組織図(改正後)



(2) 分団の再編・配置・名称

現在の各分団配置については、災害発生時に各分団器具置場からの現場への距離や到着時間等を考慮した配置ではなく、各地区の自治会単位を管轄とするための分団配置となっています。

分団の再編と配置については、地域と密接な関係を保ち各地区の地理や実情等に精通した分団が、災害発生時等に即時対応力、要員動員力を十分に発揮するため、改正前の自治会等との協力関係を変更することなく、かつ市内全体の地理状況等を踏まえて、別紙1「消防団の消防力を示す考え方について」のとおり、消防力に偏りのない均衡を図った分団配置とします。

また、我孫子市の西側から東側へ統一感のある整理された名称へ変更します。

ア 第1方面隊【我孫子地区】

- ・ 第1分団（旧第8分団）
- ・ 第2分団（旧第1分団）
- ・ 第3分団（旧第9分団）
- ・ 第4分団（旧第2分団）

イ 第2方面隊【天王台地区】

- ・ 第5分団（旧第7分団）
- ・ 第6分団（旧第3分団+旧第4分団を統合）
- ・ 第7分団（旧第5分団）
- ・ 第8分団（旧第6分団）

ウ 第3方面隊【湖北地区】

- ・ 第9分団（旧第11分団+旧第12分団を統合）
- ・ 第10分団（旧第13分団）
- ・ 第11分団（旧第15分団+旧第16分団を統合）
- ・ 第12分団（旧第14分団）

エ 第4方面隊【新木・布佐地区】

- ・ 第13分団（旧第17分団）
- ・ 第14分団（旧第19分団）
- ・ 第15分団（旧第20分団）
- ・ 第16分団（旧第21分団）

オ 廃止となる分団

- ・ 旧第10分団 ・ 旧第18分団

(3) 女性分団の新設

全国的に消防団員数が減少する中で、唯一の増加傾向にある「女性消防団員」は、我孫子市においても、令和6年4月1日現在9名が在団しています。

現在は、本部付団員として救急講習の指導員やイベント時の啓発活動等を中心に活動していますが、更なる活躍の場を広げるため、女性分団を新設し女性が活動しやすい環境を整備します。

(4) 消防団本部役員の配置

消防団活動時の指揮統制を行うほか、消防団組織の管理運営及び、消防本部との連携を円滑で効率的に行う消防団体制を構築するため、消防団長1名、副団長2名及び方面隊長8名の計11名を消防団本部役員とします。

(5) 消防団本部付け団員制度の継続

消防団規則により、定数と実数に差が生じた場合に限り、各分団の人員状況を考慮して分団定数を増減し、消防団員定数の一割を超えない範囲で、一定の条件を満たす消防団OBや女性団員を配置できる消防団本部付け団員制度を実施しています。

組織改正後も、長年培った消防団活動の知識や技術等を、指導・継承していく役割として、消防団OBを消防団本部付け団員として配置する同制度は、今後の消防団体制においても有効な制度となるため、引き続き実施していきます。

ただし、女性団員の配置については、組織改正により女性分団を新設するため、消防団本部付け団員には配置しません。

(6) 方面制度の再編強化

分団間による協力体制や援助体制を確保するための有効な制度として、方面制度は引き続き導入します。

ただし、分団毎の管轄を廃止し、新たに図14のとおり方面毎の管轄を設定することにより、流動的で柔軟性のある災害対応の体制を確保し、方面制度の強化を図ります。

なお、方面毎の管轄は、各方面に配置する分団の統廃合前の管轄及び自治会等地域との協力関係を変更することなく包括した範囲とします。

また、方面制度の強化により、負担の増加が予想される方面隊長については、各方面隊に2名配置し、負担の軽減と方面制度の更なる強化を図ります。

方面隊名称についても分団名称の改正と合わせ、我孫子市の西側から東側へ統一感のある整理された名称へ変更します。

我孫子市消防団組織改正基本計画

図 1 4 管轄区域（改正後）

方面及び分団名		主な管轄区域
第 1 方 面 隊	第1分団	台田1丁目～4丁目、根戸、根戸新田、呼塚新田、船戸1丁目～3丁目、布施、布施下、弁天下、久寺家、久寺家1丁目、久寺家2丁目、北新田の一部、つくし野、つくし野1丁目～7丁目、白山1丁目～3丁目、我孫子の一部、我孫子1丁目～4丁目、白山1丁目～3丁目、本町1丁目～3丁目、我孫子新田、緑1丁目、緑2丁目、寿1丁目、寿2丁目、若松、並木5丁目～9丁目、栄、泉
	第2分団	
	第3分団	
	第4分団	
第 2 方 面 隊	第5分団	北新田の一部、我孫子の一部、柴崎、柴崎台1丁目～5丁目、青山、南青山、青山台1丁目～4丁目、高野山、高野山新田、天王台1丁目～6丁目、東我孫子1丁目、東我孫子2丁目、日の出、下ヶ戸、岡発戸、岡発戸新田、都部、都部新田の一部、都部村新田、上沼田、湖北台9丁目、湖北台10丁目、
	第6分団	
	第7分団	
	第8分団	
第 3 方 面 隊	第9分団	中峠、中峠台、湖北台1丁目～8丁目、都部新田の一部、中峠村下、中里、中里新田、上沼田の一部、古戸、日秀、日秀新田、中沼田、新木の一部、新木村下
	第10分団	
	第11分団	
	第12分団	
第 4 方 面 隊	第13分団	新木の一部、新木野1丁目～4丁目、南新木1丁目～4丁目、大作新田、下沼田、江蔵地、布佐、布佐平和台1丁目～7丁目、浅間前新田、浅間前、布佐下新田、三河屋新田、相島、相島新田、都、布佐西町、新々田
	第14分団	
	第15分団	
	第16分団	

(7) 消防団員定数の改正

組織改正に伴い、図13のとおり、消防団員定数を222人とします。

なお、各分団の定数については、消防ポンプ車配置分団に13人、小型動力ポンプ積載車配置分団に12人、女性分団に15人を配置します。

また、消防団員定数を見直すことから、我孫子市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例についても改正を行います。

(8) 消防団車両の配備

現在は、21個ある分団の内4個の分団に消防ポンプ車を、その他の17個の分団には小型動力ポンプ積載車をそれぞれ1台配置し、市内に合計21台の消防団車両を配備しています。

消防ポンプ車は、小型動力ポンプ積載車よりも大量の吸水及び放水が可能であり、長距離延長や大量放水時などに有効となるため引き続き配備します。

小型動力ポンプ積載車は、車両が小型なため、市内に散在する狭隘な道路にも進入が可能であり、大規模な地震等による災害時には車両の走行が不能になった地域においても、用手により徒歩で小型動力ポンプを搬送し災害対応できるため引き続き配備します。

以上のことを踏まえ、組織改正後も消防力の均衡が図れるように、各方面隊へ消防ポンプ車1台・小型動力ポンプ積載車3台を配置し、市内に合計16台の消防団車両を配備します。

また、統廃合により車両総数が減少するため、購入年度の新しい車両の配置変更を行うとともに、車両更新計画についても見直しを行い、不用となった車両は計画的に廃車していきます。

(9) 消防団器具置場の配置

組織改正後も引き続き、各地域の既存消防団器具置場を使用しますが、統合や廃止により使用しなくなる消防団器具置場もあるため、経年劣化の状況や建築年数の新しい消防団器具置場の状況を確認し、再編後の分団で使用します。

また、個別施設計画の見直しを行い、使用しない消防団器具置場については、当面の間は、消防資機材等の保管場所として再利用するなど、今後の必要性を検討し不用となった場合は計画的に撤去していきます。

半径 1 k m の円について

消火活動が早期に開始され、かつ十分な放水量を確保することにより、火災は延焼拡大する前に鎮圧することが可能であることを前提とし、最先着した消防ポンプ自動車の「出動～放水開始時間」毎の延焼率に着目すると、この時間が短いほど延焼率は低くなる傾向にあり、隣棟間隔が 1 m 未満においては、あまり延焼率に差異はないが、隣棟間隔が 1 m 以上 5 m 未満の火災では、延焼阻止に大きな効果を発揮します。

隣棟間隔が 1 m 以上 5 m 未満の火災事例から「出動～放水開始時間」が「5. 5 分～6. 4 分」、「6. 5 分～7. 4 分」という 2 つの時間帯を超えると、延焼率が急に高くなることから、これらの時間帯の中間値「6. 5 分」を「出動～放水開始時間」の限界とすることが消防力の整備指針で示されています。

示された「6. 5 分」を「出動～放水開始時間」の限界とすると、万全な体制で災害出場に備えている常備消防では、「放水準備時間」は平均 2 分であることから、「走行限界時間」は 4. 5 分となります。

非常備消防である消防団については、指令センターから出動指令と同時に災害情報が登録団員にメール配信されますが、自宅や仕事場等から消防団器具置場への参集する時間なども考慮し、消防団の「覚知～放水開始時間」の限界を「8 分」として基本設定した場合、「出動準備時間」を平均 4 分と設定すると、「放水準備時間」が平均 2 分であることから、「走行限界時間」は 2 分となります。

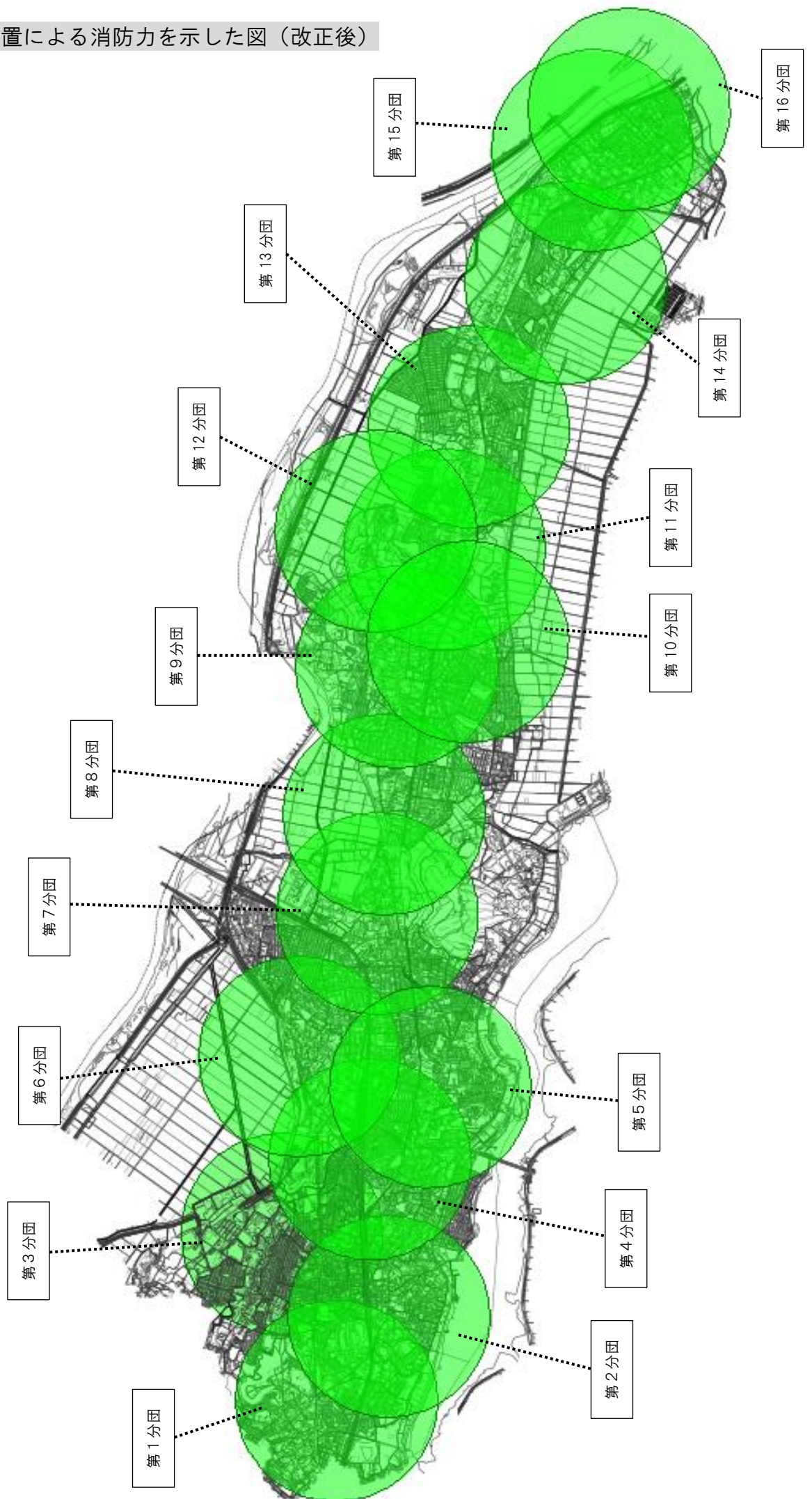
市内の道路状況等を鑑み、車両が毎分 5 0 0 m（時速 3 0 k m）で走行した場合、走行限界時間 2 分 × 5 0 0 m = 1, 0 0 0 m と想定されます。

また大規模災害時等、車両の走行が不能となった場合、小型動力ポンプ等の資機材を人力搬送し、災害対応できる消防活動上有効となる距離を約 1 k m と想定し、半径 1 k m の円を描き、各器具置場の配置を検討します。

2 1 個分団配置による消防力を示した図（改正前）



16個分団配置による消防力を示した図（改正後）



消防団器具置場配置及び管轄区域イメージ図（改正後）



別添

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(抜粋)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国において、近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることに鑑み、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「地域防災力」とは、住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条の二第二号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。)、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。

(基本理念)

第三条 地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの基本的認識の下に、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化すること等により、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

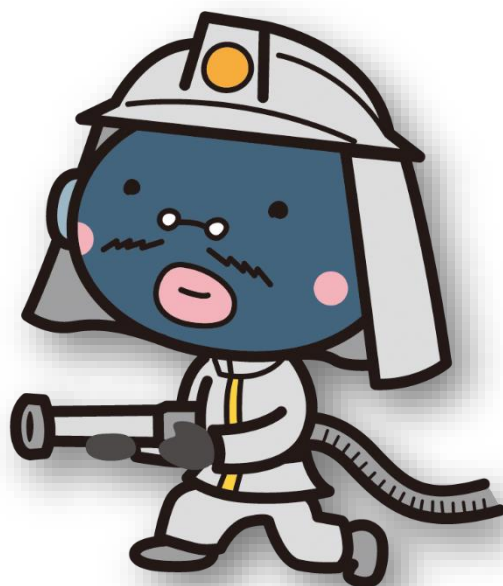
第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、地域防災力の充実強化を図る責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、地域防災力の充実強化に寄与することとなるよう、意を用いなければならない。

3 国及び地方公共団体は、地域防災力の充実強化に関する施策を効果的に実施するため必要な調査研究、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

(住民の役割)

第五条 住民は、第三条の基本理念にのっとり、できる限り、居住地、勤務地等の地域における防災活動への積極的な参加に努めるものとする。



我孫子市消防団組織改正基本計画

発行：我孫子市

編集：我孫子市消防本部警防課

〒270-1166

千葉県我孫子市我孫子1847番地の6

電話：04-7181-7701(直通)